

あなただけの12桁

マイナンバー制度がはじまります

平成27年10月から、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります。社会保障や税、災害対策の分野で広く活用され、これから皆さんの生活にかかわってくる制度です。

今月号では、マイナンバー制度の目的や便利な点など、その仕組みについて紹介します。

マイナンバーとは？

マイナンバーは、正式には「個人番号」といい、住民票のあるすべての人に一つずつ付けられる12桁の番号のことです。マイナンバーは生涯にわたって利用する番号です。

また、「通知カード」や「個人番号カード」は大切なものですから、なくさないように保管してください。

マイナンバーを使うとどんな効果があるの？

マイナンバー制度の導入により、次の3つの効果が

期待されています。

① 公平な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。これにより、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行うことができます。

② 住民の利便性向上

年金や福祉などの申請時に、用意する書類が減るなど、行政手続きが簡素化されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスの情報を受け取ったりすることができます。

③ 行政の効率化

行政事務が効率化されることで、事務がより正確で迅速になります。複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

マイナンバーが必要になるのはいつ？

平成28年1月以降、順次法律で定められる社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要となります。年金や雇用保険、医療保険の手続き、児童手当や生活保護など福祉の給付、確定申告などの税

「通知カード」が届きます

町民の皆さんにマイナンバーをお知らせする「通知カード」が、平成27年10月から原則として住民票の住所地宛てに郵送されます。

通知カードには、マイナンバーと氏名、住所、生年月日および性別が書かれて

押さえて
おきたい
ポイントを
紹介します！



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

従業員の健康保険や厚生年金、源泉徴収の手続きのため、保険会社や証券会社などは、保険金や配当金の法定調書の提出のため、個人に代わって手続きを行う必要があるからです。

通知カード	
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名	日野 太郎
住所 鳥取県日野郡日野町〇〇1番地	
平成〇年〇月〇日生 性別 男	日野町長
発行 平成27年10月〇日	A123456789

▲通知カード（イメージ）

います。顔写真が付いていないので、通知カードだけでは本人確認ができません。本人確認には、免許証やパスポートなどが必要です。

通知カードと同封の申請書で、身分証明書やマイナンバーを必要とする手続きなどに利用できる個人番号カードが交付されます。カードのICチップには、券面に書かれている情

報のほかに、希望すれば電子証明書が搭載されます。この電子証明書を使って、e-Tax（国税電子申告・納税システム）などの各種電子申告が可能になります。なお、ICチップには年金や税などのプライバシー性の高い個人情報記録されません。

（発行の日から10回目の誕生日まで）、20歳未満の人は5年（発行の日から5回目の誕生日まで）です。また、電子証明書の有効期限は、原則として発行の日から5回目の誕生日までです。

があったときは、カードの記載内容を変更する必要があります。引っ越しなどで住所が変わるときなど、届け出の際に、通知カードか個人番号カードのいずれかを提出し、記載内容を変更することになります。

▼個人番号カード（イメージ）



◎個人番号カードには、マイナンバーと氏名、住所、生年月日、性別、顔写真およびICチップが付いています。マイナンバーが必要な手続きの際など、本人確認がこれ1枚で可能です。

通知カードと一緒に送付される申請書に必要事項を記入し、自分の顔写真を貼り申請します。

【交付時期】

平成28年1月以降に交付されます。なお、個人番号カードの交付時に通知カードは回収します。

【有効期限】

個人番号カードの有効期限は、20歳以上の人は10年

住民基本台帳カードの交付は12月で終了します

平成28年1月の個人番号カードの交付開始以降、住民基本台帳カードの新規発行は行いません。交付済みの住民基本台帳カードは有効期限まで利用できます。ただし、この中に記録された電子証明書が利用できるのは、電子証明書の有効期限（証明書発行から3年）までとなります。個人番号カードの交付時に、通知カードと住民基本台帳カードは廃止・回収します。

マイナンバーは皆さんの生活を支えます！



【マイナンバーについてのお問合せは】

- 役場住民課（電話 72 - 0333）
 - 役場総務課（電話 72 - 0331）
 - マイナンバーコールセンター（電話 0570 - 20 - 0178）
- 受付時間：平日 午前9時30分～午後5時30分